

中山間ふるさと・水と土保全対策事業 (県事業名：中山間地域等農村活性化事業)	事業主体 県	所管課班 農村振興課 農村交流対策班
--	--------	--------------------------

趣 旨

土地改良施設及び土地改良施設と一体的に保全することが必要な耕作放棄地等を含む農地（以下「農地」という。）は農業生産に資する機能やこれと併せて発揮される国土の保全、生活基盤や自然・文化資源としての役割を果たすなど多様な公益的機能を有しており、このような機能を良好に発揮させるためには、土地改良施設及び農地の利活用に係る地域住民の共同活動の活発化を図ることが重要である。

中山間地域等においては過疎化、高齢化等の著しい進行により、地域の活力が低下しつつあり、この活性化対策が農政上の重要な課題となっていることから、土地改良施設及び農地の利活用を基本とする地域住民活動の多様な展開を促進することは、地域の活性化を図る上で重要である。

このため、中山間地域等において、土地改良施設及び農地の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、地域住民活動を推進する人材の育成、施設の利活用及び保全整備等の促進に対する支援を行うものである。

事業内容

市町村における地域住民活動の推進と連携して本対策事業を展開する。

- 1) 対象地域：中山間地域（4法指定地域）及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる地域。
- 2) 基金の造成：県に基金を造成し、国は県の基金造成に対し補助するものとする。（H5～9年造成済み）
 （基金管理主体：県）
- 3) 基金運用益による事業
 - ① 調査研究事業
 地域住民活動の活性化を通じた土地改良施設及び農地（耕作放棄地等を含む）の機能保全・強化に関する基本的対策等の作成及びこれに要する調査並びに土地改良施設及び農地（耕作放棄地等を含む）の機能保全に資する工法等の研究を行う事業。
 - ② 研修事業
 ①の調査の実施、地域住民活動の活性化に関する推進指導及び助言等を行う人材の育成を行う事業。
 - ③ 推進事業
 - ・都道府県委員会等の設置及び運営
 - ・ふるさと水と土指導員等による土地改良施設や農地の保全に関する現地診断・指導及び地域住民活動の活性化に関する推進指導
 - ・市町村単位に構成する保全・整備活動を実践するための組織（ふるさと水と土保全隊）の構想化
 - ・ふるさと水と土指導員、ふるさと水と土保全隊が行う、地域住民活動の活性化に関する推進、指導、活動等